

公 安 委 員 会	「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について	令 和 7 年 12 月 11 日
説明資料No.	1	生 活 安 全 局

1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）における改正規定のうち、位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加に関するものが、公布の日から起算して20日を経過した日（本年12月30日）から施行されることに伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）の一部を改正するもの。

2 政令案の概要

改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項第3号に規定する、位置情報無承諾取得等として規制の対象となる位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 特定の者等の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
- 位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
- 特定の者等の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること

3 その他

本政令案は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため意見公募手続を実施することが困難であるとき（行政手続法第39条第4項第1号）に該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を公布と同時に公示する（行政手続法第43条第5項）。

公 安 委 員 会 説明資料 No. 2	特 殊 詐 欺 対 策 ア プ リ に 係 る 警 察 庁 推 奨 制 度 に つ い て	令 和 7 年 12 月 11 日 生 活 安 全 局
-------------------------	--	--------------------------------

1 施策の概要

特殊詐欺の当初接触ツールの約8割が電話（固定電話約6割、携帯電話約4割。相対的に携帯電話への架電が増加。）であることから、犯人からの電話を直接受けないことで、被害の大部分を防止することが可能。

今般携帯電話対策として、AIや独自データベース等の民間事業者の最新の技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺対策アプリについて、警察庁が一定の基準に適合するアプリを「警察庁推奨アプリ」として認定し、 국민に利用を推奨することで、特殊詐欺等の被害防止を推進していく。

2 警察庁推奨アプリの機能

警察庁推奨アプリに認定する特殊詐欺対策アプリは、次に掲げる機能を全て実装し、無償で提供するものとする。

- (1) 国際電話番号に係る発着信遮断・警告（以下「発着信措置」という。）機能
※Android OS の場合は、全ての国際電話番号に対して一括して発着信措置を実施し、iOS の場合は、下記(2)及び(4)の犯行利用番号及び独自調査番号に該当する国際電話番号に対して発着信措置を実施する機能とする。
- (2) 警察庁から提供する特殊詐欺等に利用された電話番号（犯行利用番号）に係る発着信措置機能
- (3) 警察庁が提供する特殊詐欺等に関する防犯情報等の発信
- (4) 事業者が有する最新技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害を防止するために有効である機能
(例 1) AI を活用した特殊詐欺等の自動検知機能
(例 2) 事業者が独自に調査した電話番号（独自調査番号）に係る発着信措置機能

3 警察庁による認定手続

- (1) 民間事業者は、申請要領に従い、特殊詐欺対策アプリの提案書等必要書類を添えて警察庁に申請する。
- (2) 警察庁は、民間事業者が申請した特殊詐欺対策アプリについて、認定基準に適合していると認める場合は、当該アプリを警察庁推奨アプリに認定する。

4 警察庁による推奨

- (1) 警察庁は、推奨に当たり、アプリの名称に「警察庁推奨」と付し、警察庁のロゴやエンブレム等を当該アプリ内で使用することを認める。
- (2) 警察庁において、警察庁ホームページを含めた各種媒体を活用して警察庁推奨アプリの利用を推奨していく。
- (3) 推奨期間は原則1年とし、当事者の方又は双方より別段の意思表示がなされない場合は、有効期間を自動的に1年間延長する。

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	自転車の交通安全教育ガイドラインの策定について	令和7年12月11日 交 通 局
------------------------	-------------------------	---------------------

1 概要

ライフステージに応じた自転車の交通安全教育の充実を図るため、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」において、この度「自転車の交通安全教育ガイドライン」を策定したもの

2 ガイドラインの目的

- 自転車の安全な運転に必要な知識及び技能を体系的に習得する
 - 「自他の生命尊重」の理念の下、自転車が「軽車両」であることを理解し、交通社会の一員としての自覚を持つ
 - 自己や交通社会を共有する周囲の者の安全を確保して運転ができるようにする
- ことを目的に、自転車の交通安全教育に携わる幅広い方に活用してもらうことを想定

3 ガイドラインの構成（主に2つのパートから構成）

- ① ライフステージごとの目標と教育内容
 - ライフステージごと（未就学児、小学生（1～3年生）、小学生（4～6年生）、中学生、高校生、成人、高齢者）に、心身の発達状況、自転車の利用実態、交通事故実態に応じた「目標」を設定し、具体的な教育内容を設定
- ② 各教育主体の教育内容と教育方法の例
 - 各教育主体（販売事業者、レンタサイクル・シェアサイクル事業者、保護者・家族、学校等、雇用主事業者、自治体、交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体）の特色を踏まえ、教育対象と教育内容・教育方法の例を設定
 - その他、実際の交通安全教育に活用できるよう、基本的な交通ルール、教材紹介、ガイドラインに沿った自転車の交通安全教育を実施する事業者を公表する制度の概要等を掲載

4 今後の対応

- 警察庁ホームページ上に開設する特設ページ（自転車ポータルサイト）において公表予定
- 自転車の交通安全教育の需要と供給のマッチングを促進するための自転車の交通安全教育実施事業者公表制度については、令和8年1月から公表希望事業者を募集し、警察庁ホームページで公表予定
- 官民連携協議会については、自転車の交通安全教育に係る実施主体の情報共有の拠点として、引き続き開催